事故データベースに登録する事故報告書の提出対象事故について

ＳＡＳセンター（建設事故報告センター）への登録は、次に掲げる事故が発生した場合とする。

※　これら事故の分類に関する判断は、工務課で行うものとする。その他の事故については、特に工務課の指示が無い限り事故データベースへ登録する事故報告書を提出する必要は無い。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事故の分類 | 事故の定義 | 出典その他 |
| 労働災害（工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故） | 工事作業場内及びその隣接区域（以下工事区域という）において工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。資機材・工場製品輸送作業（工事共通仕様書の総則「1.2.8交通安全管理」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業、以下輸送作業という）が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。なお、ここでいう負傷とは休業４日以上の負傷をいう。※　工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。※　隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域 | 負傷の休業4日以上とは労働安全衛生規則第97条による。作業員の通勤途上の交通事故に関しては、労働災害の適用を受ける、いわゆる労働災害には該当するが、工事事故防止の観点から外れているため、事故報告書作成対象外とする。 |
| もらい事故（第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故） | 工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。なお、ここでいう負傷とは休業４日以上の負傷をいう。 | 輸送作業中のもらい事故は、交通事故の要因が大きいため、事故報告書作成対象外とする。 |
| 死傷公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故） | 工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。なお、ここでいう第三者の負傷とは休業４日以上若しくはそれに相当する負傷をいう。 | 公衆災害の物損事故に関しては、輸送車両によるブロック塀の損傷といった事故は事故報告書作成対象外とする。また、水道管の損壊といった事故は、第三者の死傷に繋がる可能性が低いと判断されるものに関しても事故は事故報告書作成対象外とする。 |
| 物損公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故） | 工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。 |
| 軽微な事故 | 休業４日未満の負傷、また当事者の資産に損害が生じた事故にあって、大事故に繋がる恐れのあった事故、または安全面で再発防止等の必要があり、受注者に対する指導が必要と思われる事故。作業員の不注意等による軽微な事故は除く。 |  |